

# 個別約款（もつと割料金契約）

2019年10月1日実施

大阪瓦斯株式会社

# 目 次

1. 用語の定義 .....	1
2. 適用条件 .....	1
3. 料金 .....	1
4. 割引制度 .....	1
5. 割引制度の適用除外 .....	1
6. その他 .....	2
付則 .....	2
(別 表) .....	4

## 1. 用語の定義

本個別約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「もっと割料金契約」とは、基本約款及び本個別約款に基づきお客さまと当社との間で締結する自由料金契約をいいます。
- (2) 「電気セット割引」とは、もっと割料金契約を締結したお客さまが、もっと割料金契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けている場合に適用対象となる割引をいいます。

## 2. 適用条件

本個別約款は、お客さまがもっと割料金契約を希望された場合に、適用いたします。

## 3. 料金

当社は、別表の料金表（各料金表の基本料金、基準単位料金又は基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金を用います。）を適用して料金を算定いたします。なお、本個別約款による平均原料価格の算定にあたっては、基本約款19(2)②ただし書きの適用はないものといたします。

## 4. 割引制度

- (1) もっと割料金契約の需要場所において当社との間で電気の需給契約を締結し、その供給を受けているお客さまは、ご希望により、電気セット割引の適用を受けることができます。この場合、3に定める料金から1か月につき以下に記載の割引額を差し引いたものを料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が0立方メートルの場合は割引の適用は行いません。

[割引額]

イ 電気セット割引

割引額＝3に定める料金×3パーセント（1円未満の端数切り上げ）

- (2) 割引上限額は、1契約1か月につき4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が4,400円（消費税等相当額を含みます。）を上回る場合は4,400円（消費税等相当額を含みます。）といたします。
- (3) 割引制度の適用を希望されるお客さまは、当社にお申し込みいただきます。

## 5. 割引制度の適用除外

お客さまは、当社との電気の需給契約終了後ももっと割料金契約を継続される場合、すみやかに当社に通知していただきます。この場合、電気セット割引の適用は、当社が通知を受けた直後の検針日までといたします。なお、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌

日以降も電気セット割引が適用されていた場合、電気セット割引の適用は電気の需給契約の終了が明らかになった直後の検針日までとするとともに、電気の需給契約終了後最初の検針日の翌日まで遡って割引の適用されていない料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

## 6. その他

その他の事項については、基本約款を適用いたします。

### 付則

#### 1. 本個別約款の実施期日

本個別約款は、2019年10月1日から実施いたします。

#### 2. 本個別約款の実施に伴う切替え措置

(1) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年10月1日から同月31日までの間に支払義務が発生する料金については、現行の基本約款の変更前の基本約款（以下「旧基本約款」といいます。）および本個別約款の変更前の個別約款（以下「旧個別約款」といいます。）に基づき算定いたします。

(2) 当社は、料金算定期間にかかる供給の起点が2019年10月1日より前であって、2019年11月1日以降に支払義務が発生する料金については、次の算式により算定いたします。

(算式)

$$\text{料金}^{(\ast 1)} = (\text{イ}) \text{消費税率を8パーセントとして算定した料金}^{(\ast 2)} \times \alpha \\ + (\text{ロ}) \text{消費税率を10パーセントとして算定した料金}^{(\ast 3)} \times (1 - \alpha)$$

※1 各項の算定においては、1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨ていたします。

※2 (イ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、旧個別約款別表の各料金表を適用いたします。

※3 (ロ)の基本料金および、調整単位料金の算定にかかる基準単位料金については、本個別約款別表に規定する各料金表を適用いたします。

(備考)

$$\alpha = \text{前回確定日}^{(\ast)} \text{の翌日から起算して2019年10月31日までの期間の月数}^{(\ast\ast)} / \text{前回確定日}^{(\ast)} \\ \text{の翌日から起算して2019年10月1日以後最初の支払義務発生日までの期間の月数}^{(\ast\ast)}$$

\* 前回確定日とは、2019年9月30日以前の支払義務発生日のうち最後のもの（支払義務発生日がない場合は新たにガスの使用を開始した日）をいいます。

\*\* 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは1月といたします。

## (別 表)

### 料金表

#### 1. 適用区分

- 料金表A 使用量が0立方メートルから20立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表B 使用量が20立方メートルを超え、50立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表C 使用量が50立方メートルを超え、100立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表D 使用量が100立方メートルを超え、200立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表E 使用量が200立方メートルを超え、350立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表F 使用量が350立方メートルを超え、500立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表G 使用量が500立方メートルを超え、1,000立方メートルまでの場合に適用いたします。
- 料金表H 使用量が1,000立方メートルを超える場合に適用いたします。

#### 2. 料金表

##### ① 料金表A

###### イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,527.77円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

###### ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.80円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

###### ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

##### ② 料金表B

###### イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,534.90円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.45円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

③ 料金表C

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,551.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	135.12円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

④ 料金表D

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	1,965.74円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	130.98円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑤ 料金表E

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,385.37円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	128.88円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑥ 料金表F

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	2,706.20円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	127.96円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑦ 料金表G

イ) 基本料金

1か月及びガスメーター1個につき	5,843.24円 (消費税等相当額を含みます。)
------------------	------------------------------



ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	121.69円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

⑧ 料金表H

イ) 基本料金

1 か月及びガスメーター1 個につき	6,525.64円 (消費税等相当額を含みます。)
--------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	121.01円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに基本約款19の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。